

Column MESSAGE

～今、地方分権改革が目指すもの～

- 普段の仕事の中で、あるいは住民とのやり取りの中で、国の制度がネックとなって、やりたくても実現できないことがあるのではないかな？
- にもかかわらず、国の制度を変更不可能なものだと思って諦めたり、思考停止に陥ったりしていないかな？
- 国に定例的な要望・陳情をして終わりになっていないかな？
- このことは福祉、子育て、まちづくり、産業施策等、地方行政のあらゆる分野について言えることではなからうかな？



内閣府  
地方分権改革推進室次長  
横田 信孝

このような問題意識のもと、**地方の現場で困っていること**について、**地方とともに解決を図っていく**ために生まれたのが、「提案募集方式」です。

なぜ「具体的支障事例」を求めるか？

提案に当たり、「支障事例」が具体的に求められることに対して、「大変そうだな」という感想を持たれるかもしれません。

なぜ「具体的支障事例」が必要なのか。それは、**各府省に現場で起こっている支障を理解してもらい、地方の提案を実現するためである**ということをご理解いただきたいと思います。

もちろん、先に述べたとおり、**内閣府地方分権改革推進室も、皆さんの同志であり、ともに問題解決のために必死で調べ、悩み、考え、力を尽くします。**一方、現場における**具体的支障や制度・施策の運用実態**については、**霞が関にいる内閣府の職員より、地方公共団体の皆さんがより詳しいのも事実**です。

ぜひ、私たちと一緒に、提案の実現に取り組んでいただければと思います。

分権時代の公務員像と、改革の先にある地方公共団体職員の意識改革

提案募集方式を使えば、国の制度が現場の実情に合わない面があることを、正式な手続きののち主張し、内閣府と連携して具体的な制度改正・運用改善を図ることができます。

第1次地方分権改革で、制度面では、国と地方の関係は、「上下・主従」から「対等・協力」の関係へと変わりました。これからの地方公共団体職員は、**意識の面でも、地域・住民のために必要であれば、現場感覚と住民目線に基づいて問題点を見抜き、国に制度改正を働きかけ実現する、積極的・能動的な職員**であることが求められています。

今日の地方分権改革は、「**地方公共団体職員の意識改革運動**」であるとも言えるのではないのでしょうか。